

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

鳥取県告示第五百一十五号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年五月二十五日

鳥取県知事 平林鴻三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
吉澤歯科医院	氣高郡氣高町大字勝見八四四一三〇	昭和五十七年五月一日

- ◆告示 生活保護法による医療機関の指定
- 保険医の登録
- 豚等の移入の禁止
- 豚等の移入の禁止の一部改正
- 土地改良区の設立認可の適否の決定
- 土地改良区の設立の認可
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良法による換地計画の適否の決定
- 保安林の指定の解除予定（二件）
- 開発行為に関する工事の完了（二件）
- 指定水防管理団体の指定の一部改正
- ◆内水面漁場管理委告示 あゆの採捕の禁止

鳥取県告示第五百一十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定より告示する。

昭和五十七年五月二十五日

昭和57年5月25日 火曜日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「茨城県新治郡及び」を削る。

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
谷口昌弘	鳥医第二、七五六号	昭和五十七年四月三十日
田村啓子	鳥医第二、七五七号	"

鳥取県告示第五百二十七号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）

第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十七年五月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

茨城県の区域

鳥取県告示第五百二十八号

昭和五十七年五月鳥取県告示第四百七十号（豚等の移入の禁止について）

の一部を次のとおり改正する。

昭和五十七年五月二十五日

昭和五十七年五月鳥取県告示第四百七十号（豚等の移入の禁止について）の一部を次のとおり改正する。

昭和五十七年五月二十五日

鳥取県告示第五百二十九号

昭和五十七年四月八日付けで気高郡気高町大字下坂本五八一番地木下博嘉ほか十九人の者から申請のあつた瑞穂地区土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年五月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 縦覧に供する場所

昭和五十七年五月二十六日から二十日間

氣高町役場

異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百三十号

八頭郡智頭町大字真鹿野六七番地谷口泰一ほか十九人の者から設立認可申請のあつた智頭土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年五月二十一日設立の認可をし、同条第二項の規定により成立したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年五月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百三十二号

昭和五十七年三月十六日付けで溝口町から申請のあつた山守地区第一工区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十六条の二第五項

において準用する同法第八条第六項の規定により、次とのおり告示する。

昭和五十七年五月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第五百三十二号

昭和五十七年三月十六日付けで関金町から申請のあつた山守地区第一工区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次とのおり告示する。

昭和五十七年五月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 二 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 昭和五十七年五月二十六日から二十日間

- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百三十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年五月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十七年五月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

730

鳥取県告示第五百三十四号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年五月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

730

昭和五十七年五月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十七年五月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

730

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
 - 1 米子市富益町字新開式一二の一二、字新開参一四の四（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
 - 3 飛砂の防備及び公衆の保健
 - 4 解除の理由
 - 5 道路用地とするため
- 2 解除予定に係る保安林の所在場所
 - 1 米子市富益町字新開式一二の一〇、字新開参一四の三（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
 - 3 飛砂の防備
 - 4 解除の理由

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百三十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年五月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年三月十日 鳥取県指令受都計第八十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市布勢字前田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市布勢二三一

間崎喜作

鳥取県告示第五百三十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年五月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年十二月十九日 鳥取県指令受都計第三百九十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市古豊千字古屋敷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市古豊千六三八

石田時男

鳥取県告示第五百三十七号

昭和五十五年七月鳥取県告示第六百五号（指定水防管理団体の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十七年五月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「河原町 河原町長」

「河原町 河原町長」を 八東町 八東町長 に、「羽合町 羽合町長」

若桜町 若桜町長」

〔関金町 関金町長〕

〔羽合町 羽合町長〕

〔泊村 泊村長〕 に、「関金町 関金町長」を 北条町 北条町長

大栄町 大栄町長」

に、「岸本町 岸本町長」を 「岸本町 岸本町長」を 日吉津村 日吉津村長」に改める。

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第百三十条第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

昭和五十七年五月二十五日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 千代西尾 泰 章

千代川に係る河川 昭和五十七年六月一日から同月五日まで（投網によるものにあつては同月一日から同月十三日午前五時まで、引懸（ゾロ）によるものにあつては同月一日から同月十九日まで）。ただし、八頭郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び八頭郡八東町大字島における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流の区域においては、同月一日から同月二十日まで

天神川に係る河川 昭和五十七年六月一日から同月五日まで（投網によるものにあつては、同月一日から同月二十日正午まで）
日野川に係る河川 昭和五十七年六月一日から同月二十二日まで（投網によるものにあつては、同月一日から同月二十三日午前五時まで）